

中医協「第128回総会」 後期高齢者の診療報酬、再改定求める意見ゼロ

4月1日に施行された後期高齢者医療制度に対するマスコミ報道が過熱する中、中医協は5月21日の総会で、後期高齢者に関する診療報酬のうち特に社会的関心の高い「後期高齢者診療料」(600点/月1回)と「後期高齢者終末期相談支援料」(200点/1回限り)を中心に議論を開始した。

後期高齢者診療料について、一部で「医療機関の連携を阻害する」「他の医療機関にかかれなくなる」などの指摘が出ていることに対して、保険局の原徳壽医療課長は、医療機関が後期高齢者診療料を算定しても患者に提供する医療が制限されることはなく、患者が他の医療機関を自由に受診できる点を強調した。

委員からは、社保審・後期高齢者医療の在り方に関する特別部会がまとめた骨子に沿って議論し、在宅への移行を支援する体制や終末期医療に対する点数を創設したことに対して否定的意見は挙がらなかった。中医協としては、拙速な再改定を避け、今秋を目途に検証部会が実施する調査結果で問題点を明らかにし、改善の必要があれば修正することを確認した。

マスコミ報道等への批判相次ぐ

報道等で論点となっている年齢による区切りや高齢者の保険料負担、外来診療への包括化の導入などについては、大島伸一委員(国立長寿医療センター総長)が「2003年に制度の創設が閣議決定されてから施行までの5年間に徹底して議論されてきたことがほとんど」と指摘し、制度のスタート直後に“全否定”するような議論を起こしたマスコミや政治に対して「政争の具にして、かえって高齢者等の不安をあおっている」と問題視した。加えて、「病院中心から住み慣れた地域での医療提供へ転換する“大改革”に国を挙げて取り組むべき」とした。

後期高齢者診療料(担当医)のQ&A

Q1 ひと月の医療が6,000円分に制限されるのですか？

➤ 違います。医療が制限されることはなく、必要な医療はこれまでどおり受けられます。

Q2 担当医を決めたらもう別の病院にかかれませんか？

➤ 違います。病状にあわせて、いつでも好きな病院に行くことができます。

Q3 75歳になったら、必ず誰か担当医を決めなければならないのですか？

➤ 違います。身近に相談できる担当医が必要な方のみ、お医者さんに申し出てください。

Q4 担当医を一度決めたらもう変更できないのですか？

➤ 違います。患者さんの希望で、いつでも担当医は変更できます。

事務局が提示した資料より

そのほか、中川俊男委員（日本医師会常任理事）や小島茂委員（日本労働組合総連合会総合政策局長）から「マスコミ等が制度のしくみと後期高齢者診療料等の診療報酬を混同していることが混乱を招いている」「制度と診療報酬は区別して議論すべき」との意見が挙がり、山本信夫委員（日本薬剤師会副会長）からも「制度の内容に踏み込まず、目に見える現象面だけの議論がなされている」など、マスコミ等の理解不足や情報提供の不十分さなどを指摘する意見が上がった。



委員



事務局